

証券コード 3323
2025年12月9日
(電子提供措置の開始日2025年12月4日)

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木三丁目25番3号
レカム株式会社
代表取締役社長 伊藤秀博

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.recomm.co.jp>



上記ウェブサイトにアクセスのうえ、トップページの「ニュース」欄をご確認くださいますようお願い申しあげます。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

[https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do
?Show>Show](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show)



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コード（3323）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセ

スしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2025年12月25日（木曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご登録ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使について」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

【スマートフォンによる議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙の右下に記載されている「QRコード®」をお持ちのスマートフォンで読み取っていただき、画面の案内に従って、2025年12月25日（木曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご登録ください。

なお、スマートフォンによる議決権行使に際しましては、3頁の「スマートフォンによるご行使」のご案内をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬 貞

記

1. 目 時 2025年12月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都渋谷区代々木三丁目25番3号

あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 地下ホール

(末尾の「株主総会会場、案内図」をご参照ください。)

3 目的與事項

報告事項 1. 第32期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第32期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

⑤当該出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

⑩電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

⑤株主総会終了後に株主各位の当社に対するご理解をより深めていただくため、会社説明会を開催する予定でございますので、ご多忙とは存じますが、株主総会と合わせてご出席くださいますようご案内申しあげます。

議決権行使方法についてのご案内

▶下記4つの方法がございます。

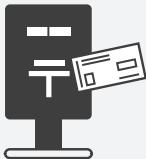
●株主総会へのご出席



株主総会開催日時 **2025年12月26日（金曜日）午前10時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主様1名に委任する場合に限られます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。



●郵送によるご行使

行使期限 **2025年12月25日（木曜日）午後6時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



●インターネットによるご行使

行使期限 **2025年12月25日（木曜日）午後6時行使分まで**

当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

【議決権行使ウェブサイト】<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

※一部のインターネット閲覧ソフトウェア、携帯電話の一部機種ではご利用いただけません。
▶「インターネットによる議決権行使について」は次頁をご参照ください。

●スマートフォンによるご行使（スマート行使）

行使期限 **2025年12月25日（木曜日）午後6時行使分まで**

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンでお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください (ID・パスワードのご入力は不要です)。
(2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

① 同封の議決権行使書の右下にログインQRコード[®]が記載されています。

② スマホのQRコード[®]読み取りアプリを起動します。

※読み取りアプリは事前にインストールをお願いいたします。

③ ログインQRコード[®]にスマホをかざして読み取ります。

※アプリの指示に従ってください。

④ 「スマート行使」の画面が表示されますので、こちらから議決権行使をお願いいたします。

●インターネットによる議決権行使について●

パソコン等による方法



行使期限

2025年12月25日(木曜日)

午後6時行使分まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使
コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従つ
て議案に対する賛否をご登録ください。

- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料
金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によつ
ては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

... 議決権行使ウェブサイト ...

●当サイトのご利用にあたっては、以下の点をお読みいただき、ご了承いただいる場合は、□にチェックを付けてください。
●お読み頂けた場合は、Webブラウザを閉じてください。

次へすすむ

当封筒に記載する旨のメニュー
●議決権行使書用紙の確認
●議決権行使書用紙の登録
●議決権行使書用紙の登録確認
●議決権行使書用紙の登録確認

「次へすすむ」をクリックしてください。

②ログインする

... ログイン ...

●当封筒に記載するコードを、ロジインコード欄にご入力ください。
●登録情報欄に登録情報(登録用紙に記載の登録情報)を入力して下さい。
●次へボタンをクリックして下さい。
●次へボタンをクリックして下さい。

次へ 戻る

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使
コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリック
してください。

以降は画面の案内に従つて
ご入力ください。

議決権のご行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後にご行使されたものを有効なものとして取り扱います。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話番号 0120-768-524 (フリーダイヤル)

(ご利用時間 年末年始を除く9:00~21:00)

事 業 報 告

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いているものの物価上昇や米国の通商政策などの影響等により先行き不透明な状況が続いております。世界経済は、地政学リスクの高まりや米国追加関税等の影響、各国の対応策が目まぐるしく変化するなか、先行きの不確実性が高まるなど、不透明な状況にあります。

当社の属する情報通信業界におきましては、情報通信機器や事務用機器のリース取扱高でみると、4～9月で通信機器が減少、事務用機器は増加となっており、ほぼ前年並みで推移しております。

こうした情勢の中、当社グループは成長戦略としてグローバル専門商社構想を掲げ、海外ソリューション事業の拡大、AIの活用を含めたDX推進、脱炭素商材の開発及び拡販に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は、海外ソリューション事業が大幅増収となったことから、前年同期比12.0%増の13,088百万円、営業利益は407百万円（前年同期比51.4%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は196百万円（前年同期比134.3%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりです。

a. 国内ソリューション事業

直営店チャネルにおいては、顧客データベースを有効活用した効率的な営業活動を実施し、新規の顧客開拓に注力しました。MFPの独自プランや企業のカーボンニュートラルの取り組み強化に向け、LEDやエアコン等の提案営業に注力してまいりました。その結果、同チャネルの売上収益は前年同期比3.6%増の2,549百万円となりました。

FC加盟店チャネルにおいては、直営店の販売手法を水平展開し、販売手法の共有を推し進めるとともに、販売支援を実施してまいりました。これらの結果、同チャネルの売上収益は前年同期に加盟店を1社事業譲渡を実施した影響もあり、前年同期比17.2%減の760百万円となりました。

代理店チャネルにおいては、電力料金の引き下げ提案としてLED照明やセキュリティ商材の販売を強化しました。しかし、セキュリティ商材は価格競争力が弱くなつたこと等から、販売が伸び悩みました。これらの結果、同チャネルの売上収益は前年同期比27.9%減の786百万円となりました。

これらの結果、国内ソリューション事業の売上収益は前年同期比8.4%減の4,096百万円となりました。セグメント利益は前期に事業譲渡益を計上したこと等もあり、194百万円（前年同期比54.2%減）となりました。

b. 海外ソリューション事業

海外ソリューション事業は、カーボンニュートラルに取り組む企業へLED照明や業務用エアコン等の販売や当期よりスマートスクールの販売を本格化させ、省エネソリューション提案に注力しました。また、今期よりシンガポールでAIサーバーを販売する子会社の収益も加わりました。

これらの結果、売上収益は前年同期比27.2%増の8,417百万円、セグメント利益は485百万円（前年同期比42.0%増）となりました。

c. BPR（※）事業

BPR事業は、業種特化型の新規顧客開拓を実施するとともに、顧客との取引増に取り組んでまいりました。また、スポット業務の獲得にも取り組みました。BPOセンターにおいては、RPAやAIを活用した業務の自動化、業務効率化に取り組みました。

これらの結果、売上収益は前年同期比4.1%減の573百万円となりました。セグメント利益は、ミャンマーセンターにおいて、政情不安に関連する社員の退職が急増したため、センターの採算性が悪化したこと等により11百万円（前年同期比62.6%減）となりました。

※ BPR (Business Process Re-engineering) の略称です。

② 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特に記載すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 対処すべき課題

① 人財の採用・育成

新規事業や新商品の開発・推進、及び営業社員による提案営業により事業を拡大していくためには、優秀な人財の採用および育成が重要な経営課題であります。採用活動を強化するとともに、社員が能力を発揮できる人事制度の整備、教育・研修を充実させることに一層取り組んでまいります。

② 既存事業の事業拡大

事業をより早く拡大していくための手法として、事業シナジーのある企業とのアライアンスやM&Aに力を入れております。国内ソリューション事業においては市場の成長が鈍化するなか、同業者においては事業の後継者問題が生じてきております。海外ソリューション事業においてはローカル市場の開拓とグローバル戦略商品の開発が課題と考えております。このため、自力成長に加え、M&Aを活用したアライアンス展開についても積極的に取り組んでまいります。

③ 海外事業の拡大

海外ソリューション事業においては、国内・海外で販売できるグローバル戦略商品を開発すること、及びローカル市場を開拓するために現地企業とのパートナーシップを強化していくことが課題であります。商材の開発と販売網の拡大に取り組んでまいります。

④ 経営管理体制の強化

当社グループは、この数年で急速に業容を拡大し、日本のほか中国およびASEAN地域で事業を行うまでになっております。今後のグローバルな事業展開に対応するための経営管理体制のさらなる強化が課題であると認識しております。事業各社における様々な課題に迅速、的確に対応するとともに、事業規模に即した内部統制制度の整備、強化、見直しに努め、すべてのステークホルダーから信頼される企業グループとなるよう取り組んでまいります。

(3) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第29期 (2022年9月期)	第30期 (2023年9月期)	第31期 (2024年9月期)	第32期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売上収益（百万円）	8,920	9,510	11,687	13,088
親会社の所有者に帰属する当期利益（百万円）	351	314	83	196
基本的1株当たり当期利益（注）（円）	4.32	3.87	1.03	2.43
総資産額（百万円）	9,239	10,843	12,645	12,703
資本合計（百万円）	4,640	4,953	5,294	5,409
1株当たり親会社所有者帰属持分（注）（円）	53.26	57.75	61.11	62.60

(注) 基本的1株当たり当期利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、また、1株当たり親会社所有者帰属持分は、自己株式を控除した期末発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主要な事業内容
レカムジャパン株式会社	100百万円	100.0%	国内ソリューション事業
レカムビジネスソリューションズ(大連)株式有限公司	225	78.4	BPR事業、海外ソリューション事業
レカムビジネスソリューションズ(長春)有限公司	7	(78.4)	BPR事業
レカムビジネスソリューションズ(上海)有限公司	45	(78.4)	海外ソリューション事業
レカム騰遠ビジネスソリューションズ(大連)有限公司	75	(78.4)	BPR事業
レカムBPO株式会社	70	(78.4)	BPR事業
ミヤンマーレカム株式会社	56	100.0	BPR事業
ヴィーナステックジャパン株式会社	9	51.0	国内ソリューション事業
レカムIEパートナー株式会社	10	51.0	国内ソリューション事業
レカムDXソリューションズ株式会社	48	100.0	国内ソリューション事業
ベトナムレカム有限会社	49	100.0	海外ソリューション事業
レカムビジネスソリューションズ(マレーシア)株式会社	28	100.0	海外ソリューション事業
レカムビジネスソリューションズ(ミャンマー)株式会社	33	100.0	海外ソリューション事業
レカムビジネスソリューションズ(インディア)株式会社	103	(100.0)	海外ソリューション事業
レカムビジネスソリューションズ(タイ)株式会社	35	49.9	海外ソリューション事業
レカムビジネスソリューションズ(アジア)株式会社	7	100.0	海外ソリューション事業
レカムビジネスソリューションズ(インドネシア)株式会社	186	100.0	海外ソリューション事業
Sin Lian Wah Lighting Sdn. Bhd.	34	100.0	海外ソリューション事業
Sin Lian Wah Electric Sdn. Bhd.	30	100.0	海外ソリューション事業
TAKNET SYSTEMS PTE. LTD.	59	65.0	海外ソリューション事業

- (注) 1. 議決権比率の()は、直接保有、間接所有を合せた比率であります。
 2. 前期まで子会社であったオーパス株式会社は、2025年9月30日をもってレカムジャパン株式会社と合併し、消滅しております。
 3. 当連結会計年度末日における特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(5) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

事 業 内 容	主 要 商 材 、 製 品
国内ソリューション事業	ビジネスホン、デジタル複合機、情報セキュリティ商品、その他ＩＴ機器等の販売・設置・保守、LED照明、エアコン、その他エネルギー環境関連商材の販売・設置・保守、ＲＰＡサービス
海外ソリューション事業	LED照明、エアコン、その他エネルギー環境関連商材、デジタル複合機、その他ＩＴ機器等の販売・設置・保守、電気製品部品の卸売り
B P R 事 業	B P R の受託

(6) 主要な営業所 (2025年9月30日現在)

当 社	本社：東京都渋谷区
レカムジャパン株式会社	本社：東京都渋谷区
レカム B P O 株式会社	本社：東京都渋谷区
レカム I E パートナー株式会社	本社：東京都渋谷区
ヴィーナステックジャパン株式会社	本社：東京都渋谷区
レカムDXソリューションズ株式会社	本社：東京都渋谷区
レカムビジネスソリューションズ(大連)株式有限公司	本社：中華人民共和国遼寧省大連市
レカムビジネスソリューションズ(長春)有限公司	本社：中華人民共和国吉林省長春市
レカムビジネスソリューションズ(上海)有限公司	本社：中華人民共和国上海市
ミャンマーレカム株式会社	本社：ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市
ベトナムレカム有限会社	本社：ベトナム社会主義共和国ホーチミン市
レカムビジネスソリューションズ(マレーシア)株式会社	本社：マレーシア国クアラルンプール市
レカムビジネスソリューションズ(ミャンマー)株式会社	本社：ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市
レカムビジネスソリューションズ(インディア)株式会社	本社：インド グルガオン市
レカムビジネスソリューションズ(タイ)株式会社	本社：タイ王国バンコク市
レカムビジネスソリューションズ(インドネシア)株式会社	本社：インドネシア共和国ジャワ
Sin Lian Wah Lighting Sdn. Bhd.	本社：マレーシア国クアラルンプール市
Sin Lian Wah Electric Sdn. Bhd.	本社：マレーシア国クアラルンプール市
TAKNET SYSTEMS PTE. LTD.	本社：シンガポール共和国シンガポール

(7) 使用人の状況（2025年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 部 門	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
国内ソリューション事業	108 (9) 名	13 (-) 名減
海外ソリューション事業	116 (-)	2 (△1) 名増
B P R 事 業	204 (13)	36 (11) 名減
管 理 部 門	41 (2)	2 (1) 名増
合 計	469 (24)	45 (11) 名減

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は()内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
38名	1名減	43.3歳	8.8年

(8) 主要な借入先の状況（2025年9月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,558百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	697
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	669
P u b l i c B a n k	445
株 式 会 社 み な と 銀 行	228

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2025年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 240,000,000株
- ② 発行済株式の総数 80,731,355株 (自己株式 1,938,900株を除く)
- ③ 株主数 24,461名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
伊藤秀博	5,069,000株	6.28%
楽天証券株式会社	3,823,100	4.74
株式会社SBI証券	1,607,872	1.99
松井証券株式会社	1,064,600	1.32
野村證券株式会社	926,700	1.15
日本証券金融株式会社	695,600	0.86
前田喜美子	620,500	0.77
レカム従業員持株会	552,300	0.68
黒須俊輔	550,000	0.68
島田明弘	513,000	0.64

(注) 持株比率は自己株式(1,938,900株)を控除して計算しております。また、上記大株主より自己株式は除外しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2025年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊藤秀博	レカムグループCEO レカムジャパン㈱取締役会長、レカムビジネスソリューションズ（大連）株式有限公司董事長、レカムビジネスソリューションズ（タイ）㈱取締役、レカムビジネスソリューションズ（マレーシア）㈱取締役会長、S LW Lighting㈱取締役会長、S LW Electric㈱取締役会長、Intelligence Indeed Recomm㈱取締役、レカムDXソリューションズ㈱取締役、TAKNET SYSTEMS㈱取締役会長
取締役	砥綿正博	常務執行役員CFO兼経営管理本部長 レカムジャパン㈱取締役、レカムビジネスソリューションズ（タイ）㈱取締役、S LW Lighting㈱取締役、S LW Electric㈱取締役、TAKNET SYSTEMS㈱取締役
取締役	三宅伊智朗	T&Dファイナンシャル生命保険㈱社外取締役
取締役	椿奈緒子	メンタリング㈱代表取締役
取締役 (常勤監査等委員)	加藤秀人	レカムジャパン㈱、レカムIEパートナー㈱、ヴィーナステックジャパン㈱、レカムBPO㈱、レカムDXソリューションズ㈱監査役
取締役 (監査等委員)	山口義成	㈱アールネクスト、(㈱エヌイーエス、㈱アイ・アル・ジー・インターナショナル代表取締役
取締役 (監査等委員)	嶋津良智	一般社団法人日本リーダーズ学会代表理事

- (注) 1. 取締役三宅伊智朗氏、椿奈緒子氏、山口義成氏および嶋津良智氏は、社外取締役であります。
 2. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
 3. 取締役三宅伊智朗氏、椿奈緒子氏、山口義成氏および嶋津良智氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

② 責任限定契約内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査等委員である社外取締役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が支払責任を負う損害賠償金の損害が補填されることになります。

- ④ 当事業年度中に退任した取締役
該当事項はありません。

⑤ 取締役および監査等委員である取締役の報酬等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	88 (8)	70 (8)	17 (-)	— (-)	4 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	20 (8)	20 (8)	— (-)	— (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	108 (16)	90 (16)	17 (-)	— (-)	7 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役 (監査等委員を除く。) 4名の報酬等限度額は、2015年12月18日開催の第22期定時株主総会において年額500百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。決議時点の監査等委員を除く取締役の員数は3名 (うち、社外取締役は1名) であります。
 3. 取締役 (監査等委員) 3名の報酬等限度額は、2015年12月18日開催の第22期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。決議時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名 (うち、社外取締役は2名) であります。
 4. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬の額またはその算定方法の決定方針に関する事項
当社は、取締役会において、取締役の報酬等の額およびその算定方法の決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬等は、取締役の役位、職責等に応じて、経済情勢、経営環境、市場水準および従業員給与とのバランス等を総合的に勘案して決定された毎月定額の固定給を支払う基本報酬と、業績指標の年度ごとの達成状況を考慮し、会社および個人の業績評価に応じて個人別に支払う業績連動報酬などで構成することとしております。
 また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであるか評価し、決定するものとしており、取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては当該手続を経ていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。
 5. 基本報酬 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額の決定に関する事項
取締役および社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の基本報酬は、各取締役の役職や職責、当社の業績、市場水準等を考慮しながら、予め定められた基準額の範囲内で決定された額を月次の報酬として支給しております。
 監査等委員である取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割や専門知識・経験等を考慮して監査等委員である取締役の協議により、個別に決定し、月次の報酬として支給しております。
 6. 業績連動報酬等の額の決定に関する事項 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
 取締役に対する金銭による業績連動報酬等は、業績指標の年度ごとの達成状況を考慮し、各事業年度終了後に会社および個人の業績評価に応じて個人別の額を算定するものとし、在任期間中、月次の報酬として支給しております。
 7. 取締役会は、取締役 (監査等委員を除く。) の個人別の報酬について、代表取締役社長伊藤秀博に対し各取締役の担当部門の業績等も踏まえた個別報酬額の原案の策定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためあります。なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会においてその妥当性等について確認のうえ最終決定しております。

⑥ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役三宅伊智朗氏は、T & D フィナンシャル生命保険株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。
 - ・取締役椿奈緒子氏は、メンタリング株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）山口義成氏は、株式会社アールネクスト、株式会社エヌイーエスおよび株式会社アイ・アール・ジー・インターナショナルの3社の代表取締役を兼務しております。なお、当社はそれら3社との間に特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）嶋津良智氏は、一般社団法人日本リーダーズ学会代表理事を兼務しております。なお、当社は同学会との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

活 動 状 況	
取締役 三 宅 伊智朗	当事業年度に開催された取締役会全16回のすべてに出席いたしました。他の企業の役員経験、外資系金融関連企業や有力格付け会社でのマネージメント経験等、経営全般に精通した見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役 椿 奈緒子	当事業年度に開催された取締役会全16回のすべてに出席いたしました。他の企業の役員経験、マーケティングに関する幅広い知見から、経営全般に精通した意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 山 口 義 成	当事業年度に開催された取締役会全16回のうち9回、ならびに監査等委員会全9回のうち5回に出席いたしました。他の企業の役員経験等、経営全般に精通した見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 嶋 津 良 智	当事業年度に開催された取締役会全16回のうち10回、ならびに監査等委員会全9回のうち6回に出席いたしました。他の企業の役員経験等、経営全般に精通した見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新宿監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額（消費税等は含まれておりません。）を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した取締役（監査等委員）は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制についての概要

業務の適正を確保するための内部統制システムの整備に関する基本方針として、当社が取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社およびレカムグループは、すべての取締役、執行役員およびレカムグループにおいて雇用されている者（嘱託として雇用した者やパートタイマーを含む。以下、「レカムグループの役員および社員等」という）が、関係法令・社内規程の遵守および倫理への適合（以下、「コンプライアンス」という）する職務を遂行するために、法令・定款だけではなく、企業理念および企業倫理規程をはじめとする各種社内規程や社会規範を行動規範とする。また、その徹底を図るために、経営管理本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同本部を中心にレカムグループの役員および社員等への教育を行う。内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会および監査等委員に報告されるものとする。また、法令上疑義のある行為等について、レカムグループの役員および社員等が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役および監査等委員は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理担当取締役を任命する。コンプライアンス、労働衛生、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部門にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、リスク管理担当取締役管掌のもと、経営管理本部が行うものとする。また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンスマネジメント委員会を設置し、全社的リスク管理の進捗状況のレビューを実施し、その結果は取締役会および監査等委員に報告される。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

(1) 取締役会は月に一度定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款および「取締役会規程」に定める事項について、機動的な意思決定を行う。

- (2) 意思決定の一層の迅速化および業務執行の監督・監視機能の強化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会において、執行役員を選任するとともにその業務分担を定める。
 - (3) 当社の業務執行上の意思決定は、取締役会決議事項を除き、「職務権限規程」に定める職務権限および手続きにしたがって執行役員社長または担当執行役員、部門長等が行う。
 - (4) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期の業績管理の実施を行う。
 - (5) 取締役会による月次業績のレビューと具体的改善策の立案、実施を行う。
- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社およびレカムグループにおける内部統制の構築を目指し、当社の経営管理本部をレカムグループ全体の内部統制に関する担当部門とし、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - (2) 当社取締役、執行役員およびグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - (3) 当社およびレカムグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、その評価、維持、改善等を行う。
 - (4) 当社の内部監査部門は、当社およびレカムグループ各部門の内部監査を実施し、その結果をその責任者に報告のうえ、内部統制の改善策の指導、実施の支援・援助を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員がその職務を補助する使用者を置くことを求めた場合には、監査等委員と協議のうえ、必要に応じて監査等委員の職務を補助する使用者を置くものとする。
- ⑦ 監査等委員の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項
- 監査等委員を補助する使用者は、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

- ⑧ 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

レカムグループの役員および社員等は、監査等委員に対して、法定の事項に加え、当社およびレカムグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時等）については、取締役と監査等委員との協議により決定する方法による。

なお、監査等委員への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨をレカムグループの役員および社員等に周知徹底する。また、内部通報を行った者に対しても、通報者の不利益な扱いを禁止する。

- ⑨ その他監査等委員の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、取締役会に出席するほか、必要と認める執行役員会等重要な会議に出席する。また、代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
- (2) 監査等委員は、監査等委員会において、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。また、会計監査人の監査業務遂行に協力し、定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査部門との連携を図ることで、効果的な監査業務を行う。
- (3) 監査等委員は、会計監査人から監査計画の説明を受け、また、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
- (4) 監査等委員の職務の執行に係る諸費用については、監査の実効性を担保するために必要な予算を設けるとともに、監査等委員より費用の申請があつた場合、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、経理部門で確認のうえ支払われるものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針に基づいて、その整備とその適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① コンプライアンスに対する取組みの状況

当社グループは、役職員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会規範および企業倫理を遵守した行動をとるため、「企業理念」「社是」「価値基準」を定め、全役職員に周知徹底を行っております。

また、遵守すべき法令をまとめた「コンプライアンスマニュアル」の見直しを定期的に行い、全社員に対し教育を行っております。

② 職務執行の適正性および効率的に行われることに対する取組みの状況

取締役会を16回開催し、各議案についての審議、職務執行状況の報告・監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されているものと考えております。

また、取締役会とは別に毎月2回、執行役員で構成する執行役員会を、また毎月1回、部課長以上の役職者で構成する経営会議を行い、社内情報の一元化と業務推進および定期的な報告と確認を行うことで迅速な業務執行が可能な体制となっております。

③ 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

当社グループにおきましては、毎月開催の経営会議に子会社役職者が出席し、当社グループの業務執行の状況および経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。

④ 海外子会社の業務の適正性に対する取組みの状況

海外の子会社については、担当取締役を現地に派遣し定期的な管理監督を実施するとともに、提出された報告資料や毎月開催されるテレビ会議等により、業務の遂行状況のモニタリングを行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 財 政 状 態 計 算 書

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)		(負 債)	
流 動 資 産		流 動 負 債	5,369,700
現 金 及 び 現 金 同 等 物	8,178,178	営 業 債 務 及 び そ の 他 の 債 務	1,460,386
営 業 債 権 及 び そ の 他 の 債 権	2,680,672	借 入 金	3,132,358
棚 卸 資 産	2,631,137	リ 一 ス 負 債	149,452
有 価 証 券 及 び そ の 他 の 金 融 資 産	2,405,782	未 払 法 人 所 得 税	128,267
そ の 他 の 流 動 資 産	185,987	契 約 負 債	237,360
	274,598	そ の 他 流 動 負 債	261,875
非 流 動 資 産	4,525,577	非 流 動 負 債	1,924,924
持 分 法 で 会 計 处 理 さ れ て い る 投 資	457,323	借 入 金	1,206,568
有 価 証 券 及 び そ の 他 の 金 融 資 産	177,914	リ 一 ス 負 債	369,805
有 形 固 定 資 産	689,454	引 当 金	8,227
使 用 権 資 産	503,271	そ の 他 の 非 流 動 負 債	220,911
の れ ん	2,395,983	繰 延 税 金 負 債	119,412
顧 客 関 連 資 産	65	負 債 合 計	7,294,625
そ の 他 の 無 形 資 産	183,560	(資 本)	
繰 延 税 金 資 産	117,381	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分	5,054,502
そ の 他 の 非 流 動 資 産	623	資 本 金	2,449,772
		資 本 剰 余 金	2,500,308
		利 益 剰 余 金	△447,519
		自 己 株 式	△146,053
		そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	697,993
		非 支 配 持 分	354,627
資 産 合 計	12,703,755	資 本 合 計	5,409,130
		負 債 及 び 資 本 合 計	12,703,755

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額
売 上	収 益	13,088,331
売 上	原 価	9,934,726
売 上	総 利 益	3,153,604
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,732,877
そ の 他 の 収 益		68,745
そ の 他 の 費 用		81,565
営 業 利 益		407,907
金 融 収 益		91,409
金 融 費 用		85,119
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		33,721
税 引 前 利 益		447,918
法 人 所 得 税 費 用		152,166
当 期 利 益		295,752
当 期 利 益 の 帰 属		
親 会 社 の 所 有 持 分	196,717	
非 支 配 持 分	99,034	295,752

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連 結 持 分 変 動 計 算 書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資 本 金	資 剰 余 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式
2024年10月1日 残高	2,447,952	2,498,488	△514,286	△110,548
当 期 包 括 利 益				
当 期 利 益	—	—	196,717	—
そ の 他 の 包 括 利 益	—	—	—	—
当 期 包 括 利 益 合 計	—	—	196,717	—
当 期 变 動 額				
新 株 の 発 行	1,820	1,820	—	—
剩 余 金 の 配 当	—	—	△129,950	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△35,504
そ の 他 増 減	—	—	—	—
当 期 变 動 額 合 計	1,820	1,820	△129,950	△35,504
2025年9月30日 残高	2,449,772	2,500,308	△447,519	△146,053

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	合 計		
2024年10月1日 残高	642,037	4,963,643	331,288	5,294,931
当 期 包 括 利 益				
当 期 利 益	—	196,717	99,034	295,752
そ の 他 の 包 括 利 益	55,956	55,956	8,200	64,157
当 期 包 括 利 益 合 計	55,956	252,674	107,235	359,909
当 期 变 動 額				
新 株 の 発 行	—	3,640	—	3,640
剩 余 金 の 配 当	—	△129,950	△58,957	△188,907
自 己 株 式 の 取 得	—	△35,504	—	△35,504
そ の 他 増 減	0	0	△24,938	△24,938
当 期 变 動 額 合 計	0	△161,814	△83,896	△245,710
2025年9月30日 残高	697,993	5,054,502	354,627	5,409,130

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結注記表

（1） 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項に基づき、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の定めにより、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	22社
・連結子会社の名称	レカムジャパン株式会社 レカムビジネスソリューションズ（大連）株式有限公司 レカムビジネスソリューションズ（長春）有限公司 レカムビジネスソリューションズ（上海）有限公司 レカム騰遠ビジネスソリューションズ（大連）有限公司 レカムBPO株式会社 ミヤンマーレカム株式会社 ヴィーナステックジャパン株式会社 レカムIEパートナー株式会社 ベトナムレカム有限会社 レカムビジネスソリューションズ（マレーシア）株式会社 レカムビジネスソリューションズ（ミャンマー）株式会社 レカムビジネスソリューションズ（インディア）株式会社 レカムDXソリューションズ株式会社 レカムビジネスソリューションズ（タイ）株式会社 レカムビジネスソリューションズ（アジア）株式会社 FTGroup(PHILIPPINES), Inc. FTGroup(Philippines)Trading, Inc. レカムビジネスソリューションズ（インドネシア）株式会社 Sin Lian Wah Lighting Sdn. Bhd. Sin Lian Wah Electric Sdn. Bhd. TAKNET SYSTEMS PTE. LTD.

② 非連結子会社の状況

株式会社サンリノベル

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の状況

・持分法適用会社の数 3社

・持分法適用会社の名称 Greentech International Pte. Ltd.

Intelligence Indeed Recomm 株式会社

INTELLIGENCE INDEED (MALAYSIA) SDN. BHD.

4. 連結の範囲又は持分法の適用の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

増加：一社

減少： 1社（吸収合併による減少）

② 持分法の適用の範囲の変更

増加： 1社（株式取得等による増加）

減少：一社

5. 会計方針に関する事項

① 外貨換算

a. 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。また、グループ会社は、それぞれ機能通貨を決定し、各社の取引はその機能通貨により測定しております。

b. 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における直物為替レートにより機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性項目は決算日レートを用いて機能通貨に換算し、外貨建非貨幣性項目は取得原価で測定されているものは取引日の為替レート、公正価値で測定されているものは、公正価値が測定された日の為替レートを用いて換算しております。

② 金融商品に関する事項

a. 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産又は償却原価で測定する金融資産に分類しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しております。また、重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で当初測定しております。

金融資産は以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類し

ております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融商品については、当初認識時において個々の資本性金融商品ごとに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に取消不能の指定をしております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて次のとおり測定しております。

(a) 債却原価で測定する金融資産

債却原価で測定する金融資産については実効金利法による債却原価により測定しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。但し、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素に認識後、直ちに利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値の殆ど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

(iv) 減損

債却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に基づき、引当金を認識しております。

当社グループは、四半期ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から使用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金

額を引当金として認識しております。但し、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、単純化したアプローチにより引当金を測定しております。

予想信用損失は、契約に従って当社グループに支払われるべき全ての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。なお、当社グループは金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合は、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額で認識しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しております。

b. 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。また、当該負債証券以外のその他の金融負債は、全て、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

なお、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用又は金融収益として認識しております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、即ち、契約中の特定された債務が免責、取消し、又は、失効となったときに、金融負債の認識を中止しております。

③ 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。棚卸資産は、主に商品から構成され、原価は、購入原価及び現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の全ての原価を含めております。原価は、主として移動平均法を用いて算定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

④ 有形固定資産、無形資産及び使用権資産

a. 有形固定資産

有形固定資産は、当初認識時に取得原価で測定し、各構成要素の耐用年数にわたって、主として定額法により減価償却しています。償却方法、耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りを変更しております。

b. のれん

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額並びに取得企業が以前に所有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計金額が、支配獲得日における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。

c. 無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、耐用年数にわたって、定額法にしております。耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更としております。

(i) ソフトウェア

当社グループは、自社利用ソフトウェアの取得に際し発生した一定の原価を資産計上しており、耐用年数にわたって、定額法により償却を行っております。

(ii) 顧客関連資産

当社グループは、企業結合により取得した無形資産は、当初認識時にのれんとは区分して認識し、支配獲得日の公正価値で測定しており、耐用年数にわたって、定額法により償却を行っております。

d. 使用権資産

(借手側)

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態を取らないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。

使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初測定しております。使用権資産は、資産の耐用年数又はリース期間のうちいざれかが短い期間にわたり規則的に、減価償却を行っております。

リース期間が12ヶ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいざれかにより費用として認識しております。

e. 非金融資産の減損

当社グループは、期末日ごとに、有形固定資産、使用権資産及び無形資産が減損している可

能性を示す兆候の有無を判断しております。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しておりますが、個々の資産の回収可能価額を見積もることができない場合は、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。

資金生成単位は、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しております。使用価値は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しております。

なお、期末において見積りの結果、回収可能価額が資産又は資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施しております。

のれんは、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。減損テストにおいて資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位又は資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位又は資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しております。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間の戻入れは行っておりません。

⑤ 引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務又は推定的債務を負い、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、かつ、その債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。

引当金は、貨幣の時間的価値が重要な場合には、期末日における将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。

当社グループは引当金として、資産除去債務を認識しております。

⑥ 従業員給付

短期従業員給付は、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与及び有給休暇費用は、従業員から過年度及び当連結会計年度に提供されたサービスの対価として支払うべき現在の法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可

能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる金額を負債として認識しております。

⑦ 収益認識

当社グループは、顧客との契約から生じる収益について、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するに応じて)収益を認識する。

(2) 連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	60,000千円
------	----------

取引保証に係る担保差入資産です。

② 担保に係る債務

該当事項はありません。

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	22,551千円
--------------	----------

有価証券及びその他の金融資産(非流動)	34,793千円
---------------------	----------

3. 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産	340,293千円
--------	-----------

使用権資産	357,776千円
-------	-----------

のれん	1,729,871千円
-----	-------------

無形資産	446,274千円
------	-----------

4. 保証債務

スタンダバイ信用状に係る債務保証を次のとおりに行っております。

 Sin Lian Wah Lighting Sdn. Bhd. 外貨7,504千MYR 265,266千円

(3) 連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

普通株式	82,670,255株
------	-------------

2. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2024年12月26日開催の定時株主総会における決議

株式の種類	普通株式
配当金の総額	129,951千円
1株当たり配当額	1円60銭
基準日	2024年9月30日
効力発生日	2024年12月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2025年12月26日開催の定時株主総会における決議

株式の種類	普通株式
配当金の総額	80,731千円
1株当たり配当額	1円00銭
基準日	2025年9月30日
効力発生日	2025年12月29日

3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当はありません。

(4) 金融商品に関する注記

金融商品の状況に関する事項

① 財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク（信用リスク、市場リスク及び流動性リスク）に晒されております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

なお、当社グループでは、デリバティブ取引は行っておりません。

② 信用リスク管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、各子会社における営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。移行日及び各連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の減損後の帳簿価額により表されております。

当社グループでは、営業債権及びその他の債権、有価証券及びその他の金融資産に区分して貸倒引当金を算定しております。

営業債権及びその他の債権における貸倒引当金は、全期間の予想信用損失を集合的に測定しており、過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を乗じて算定し

ておりますが、当社グループが受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・債権の回収や、再三の督促に対しての回収遅延
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

有価証券及びその他の金融資産については、原則的なアプローチに基づき、信用リスクが著しく増加していると判定されていない債権については、同種の資産の過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を帳簿価額に乗じて予想信用損失を算定しております。信用リスクが著しく増加していると判定された資産及び信用減損金融資産については、見積将来キャッシュ・フローを当該資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値の額と、帳簿価額との間の差額をもって予想信用損失を算定しております。

③ 流動性リスク管理

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、当社グループでは、各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 市場リスク管理

当社グループの活動は、主に経済環境・金融市場環境の変動リスクに晒されております。経済環境・金融市場環境の変動リスクとして、具体的には、為替変動リスク、金利変動リスク及び資本性金融商品の価格変動リスクがあります。

⑤ 為替リスク

為替変動リスクは、当社グループ各社が機能通貨以外の通貨により取引を行うことから生じます。また、外貨建で取引されている製品の価格及び売上収益等にも影響を与える可能性があります。

⑥ 金利リスク

当社グループは、運転資金及び設備投資資金の調達において金利変動リスクのある金融商品を利用しております。

当社グループは、主として固定金利と変動金利の借入金の適切な組み合わせを維持することにより、リスクの軽減を図っております。

⑦ 株価変動リスク

資本性金融商品の価格変動リスクは、主として当社グループが業務上の関係を有する企業の資本性金融商品(株式)を保有していることにより生じます。

当社グループは、この価格変動リスクを管理するために、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、必要により保有の見直しを図っております。

(5) 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループは、「国内ソリューション事業」、「海外ソリューション事業」及び「B P R事業」の3つを報告セグメントとしております。

また、売上収益は顧客の所在地を基礎とし、地域別に分解しております。これらに分解した売上収益と各報告セグメントの売上収益との関係は、以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

外部顧客への売上収益	地域		
	日本	アジア	合計
国内ソリューション事業	4,096,893	—	4,096,893
海外ソリューション事業	—	8,417,516	8,417,516
B P R事業	506,324	67,596	573,921
合計	4,603,218	8,485,113	13,088,331
顧客との契約から認識した収益	4,603,218	8,485,113	13,088,331

当社グループの事業は、国内ソリューション事業、海外ソリューション事業、B P R事業から構成されており、各事業において、商品販売及び役務の提供を行っております。

売上収益は、顧客との契約において約束された対価としております。

国内ソリューション事業では、ReS P R（レスパー）、LED照明等のエコ商材、ビジネスホン、デジタル複合機（複写機、プリンター、イメージスキャナ、ファクシミリなどの機能が一体となった複合機）、その他OA機器等の情報通信機器の直営店、フランチャイズ加盟店、代理店のチャネルでの販売、これに付帯する設置工事、保守サービスを提供しております。

当社は、デジタル複合機、ビジネスホン等の機器の販売に際し、顧客に対して機器の販売とその後の保守サービスの提供が一つの契約に含まれる複合取を行っております。

当該複合取引について、当社は、顧客がその財又はサービスからの便益をそれ単独では顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて得ることができ（即ち、当該財又はサービスが別個のものとなり得る）、かつ、財又はサービスを顧客に移転するという企業の約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能である（即ち、当該財又はサービスが契約の観点において別個のものである）と判断しているため、機器の販売と保守サービスの提供は、別個の履行義務として識別しております。

顧客との間で締結された取引価格をそれぞれの履行義務に配分するため、契約におけるそれぞれの履行義務の基礎となる独立販売価格を算定し、取引価格を当該独立販売価格に比例して配分しております。その独立販売価格は、それぞれの履行義務についての予想コストとマージンの見積に基づき算定しております。

ReSPR（レスパー）、LED照明等の販売については、これらの機器が設置され、顧客の受け入れが得られた時点において、顧客に商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、その時点で収益を認識しております。

情報通信機器の販売については、機器が設置され、顧客の受け入れが得られた時点において、顧客に商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、その時点で収益を認識しております。

他方、保守サービスについては、当社は、これらの機器を常時利用可能な状態にすることが顧客との契約に基づいた履行義務であると判断しており、従って、これらの収益は、関連する履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり均等に収益を認識しております。

海外ソリューション事業では、中国、インド及びASEAN地域において、ReSPR（レスパー）、LED照明や業務用エアコン等のエコ商材、情報通信機器を販売しております。

ReSPR（レスパー）、エコ商材、情報通信機器の販売については、これらの機器が設置され、顧客の受け入れが得られた時点において、顧客に商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、その時点で収益を認識しております。

BPR事業では、主として、顧客から管理業務等を受託し、中国やミャンマー等にて受託業務を実施しております。

BPRサービス契約は、データ入力業務、直接部門、間接部門系業務、インターネット関連業務など様々な業務の受託サービスの提供業務であり、いずれも履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しております。

これらの事業から生じる売上収益に含まれる変動対価等の金額に重要性はありません。また、取引の対価の金額には、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、次のとおりです。

当連結会計年度（2025年9月30日）残高

（単位：千円）

	2025年9月30日
顧客との契約から生じた債権 売掛金	2,575,607
顧客との契約から生じた債務 契約負債	237,360

（注） 契約負債は、主として、国内ソリューション事業、海外ソリューション事業における顧客からの前受金に関連するものです。

当連結会計年度に認識した収益のうち、2024年10月1日現在の契約負債残高に含まれ

ていたものは、150,038千円です。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務からの認識した収益の金額に重要性はありません。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

個別の契約期間が1年を超える契約における、未充足の履行義務に配分した取引価格は前連結会計年度末と当連結会計年度末において、それぞれ67,057千円及び44,981千円であります。

当該取引価格は、主に顧客に販売されるデジタル複合機の保守サービス契約に係るものであります。また、当該取引価格が収益として認識されると見込まれる期間は、概ね5年以内です。

なお、実務上の便法を適用しており、個別の契約期間が1年に満たない契約においては開示を省略しております。

（6）1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	62円60銭
2. 基本的1株当たり当期利益	2円43銭

（7）重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合

2025年11月13日開催の取締役会において、有限会社カワハラ事務機（岩手県盛岡市）の全株式を取得することを決議しました。

なお、当社はIFRS第3号を適用しておりますが、会計処理及び取得関連費用が確定されていないことから、取得資産、引き受け負債並びに株式簿価等詳細な情報は開示しておりません。

1. 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：有限会社カワハラ事務機

事業の内容：IT機器及びオフィス用品の販売・リース、メンテナンス等

② 企業結合の主な理由

当社グループはITソリューションやカーボンニュートラルの推進、BPOを中心とした法人向けトータルソリューション事業を展開しており、カワハラ事務機は岩手県を中心に顧客を有する地域密着型企業であり、当社グループの商品・サービスの展開及び東北地方への本格進出を実現すべく、同社株式の100%を取得し連結子会社化することにいたしました。

③ 取得予定日

2026年1月9日

④ 取得企業が被取得企業の支配を獲得する方法

現金を対価とする株式の取得

⑤ 取得する議決権比率

100%

貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,494,947	流 動 負 債	2,795,305
現 金 及 び 預 金	462,248	短 期 借 入 金	2,238,000
売 掛 金	111,513	1年内返済予定の長期借入金	429,957
商 品	25,410	未 払 金	57,505
未 収 入 金	191,604	そ の 他	69,843
立 替 金	251,151		
短 期 貸 付 金	422,973		
そ の 他	173,830		
貸 倒 引 当 金	△143,785		
固 定 資 産	7,777,502	固 定 負 債	1,206,568
有 形 固 定 資 産	16,808	長 期 借 入 金	1,206,568
建 物 及 び 構 築 物	12,324		
工 具 器 具 備 品	4,484		
無 形 固 定 資 産	53,375	負 債 合 計	4,001,873
ソ フ ト ウ エ ワ	53,375	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	7,707,317	株 主 資 本	5,264,258
長 期 貸 付 金	4,874	資 本 本 金	2,449,772
関 係 会 社 株 式	7,562,114	資 本 剰 余 金	2,368,247
有 価 証 券	24,441	資 本 準 備 金	2,249,772
緑 延 税 金 資 産	51,246	そ の 他 資 本 剰 余 金	118,474
そ の 他	71,239	利 益 剰 余 金	592,291
貸 倒 引 当 金	△6,598	そ の 他 利 益 剰 余 金	592,291
		自 己 株 式	△146,053
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,267
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,267
		新 株 予 約 権	49
資 産 合 計	9,272,449	純 資 産 合 計	5,270,575
		負 債 純 資 産 合 計	9,272,449

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	893,822
売 上 原 価	18,342
売 上 総 利 益	875,479
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	735,876
営 業 利 益	139,602
営 業 外 収 益	57,831
営 業 外 費 用	54,699
経 常 利 益	142,734
税 引 前 当 期 純 利 益	142,734
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	△14,401
法 人 税 等 調 整 額	41,822
当 期 純 利 益	27,421
	115,312

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剩余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剩余金	資本剩余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,447,952	2,247,952	118,474	2,366,427	606,928	606,928
当期変動額						
当期純利益	—	—	—	—	115,312	115,312
剰余金の配当	—	—	—	—	△129,950	△129,950
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
新株の発行	1,820	1,820	—	1,820	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	1,820	1,820	—	1,820	△14,637	△14,637
当期末残高	2,449,772	2,249,772	118,474	2,368,247	592,291	592,291

	株主資本		評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	△110,548	5,310,759	2,175	49	5,312,984
当期変動額					
当期純利益	—	115,312	—	—	115,312
剰余金の配当	—	△129,950	—	—	△129,950
自己株式の取得	△35,504	△35,504	—	—	△35,504
新株の発行	—	3,640	—	—	3,640
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	4,092	—	4,092
当期変動額合計	△35,504	△46,501	4,092	0	△42,409
当期末残高	△146,053	5,264,258	6,267	49	5,270,575

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

イ 市場価格のない株式等以外のもの……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ロ 市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

ただし、一部の保有する株式等については純資産額により評価を行う

ハ 子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

(ii) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料、仕掛品 ……移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産（リース資産を除く）……定額法

主な耐用年数

イ 建物及び構築物 3年～15年

ロ 工具器具備品 3年～8年

(ii) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

主な耐用年数

自社利用ソフトウェア 5年

(iii) リース資産 ……定額法

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする

3. 重要な引当金の計上基準

(i) 貸倒引当金

売上債権・貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ii) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で、（又は充足するに応じて）収益を認識する。

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①配当金収益

保有する子会社や関連会社から受け取る配当金収益は、配当が決定した時点で認識する。

②役務提供収益

マネジメントサービスなどのホールディングス業務に関連する役務提供収益は、役務の提供が完了し、報酬が確定した時点で認識する。

③Re S P R（レスパー）の販売収益

機器が設置され、顧客の受け入れが得られた時点において、顧客に商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、履行義務が充足されると判断した時点で収益を認識する。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(2) 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

レカムジャパン株式会社の取引保証として担保に供している資産は次のとおりです。

定期預金	60,000千円
------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	11,755千円
---------	----------

工具器具備品	13,662千円
--------	----------

3. 保証債務

スタンダードバイ信用状に係る債務保証を次のとおりに行っております。

Siin Lian Wah Lighting Sdn. Bhd.	外貨 7,504千MYR	265,266千円
----------------------------------	--------------	-----------

4. 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	1,111,068千円
--------	-------------

短期金銭債務	176,795千円
--------	-----------

5. 偶発債務

2017年2月1日付けの会社分割により、レカムジャパン株式会社が継承した債務につき、重置的債務引受けを行っております。

会社名	期末残高	内容
レカム・ジャパン株式会社	20,116千円	重畠的債務引受け

(3) 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
1. 営業取引による取引高	
営業収益	893,483千円
営業費用	44,342千円
2. 営業取引以外の取引高	
営業取引以外の取引（収入分）	13,327千円
営業取引以外の取引（費用分）	4,564千円

(4) 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	1,410,600株	528,300株	－株	1,938,900株

(5) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	5,180千円
貸倒引当金	46,595千円
賞与引当金	1,922千円
敷金（資産除去債務）	1,656千円
関係会社株式評価損	290,729千円
繰越欠損金	157,857千円
その他	200千円
繰延税金資産小計	504,143千円
評価性引当額	451,759千円
繰延税金資産合計	52,384千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,137千円
繰延税金負債合計	△1,137千円
繰延税金資産の純額	51,246千円

(6) 関連当事者との取引に関する注記

会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)(注1)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	レカムＩＥパートナー(株)	10,000	国内ソリューション事業	直接51.0	兼任2名	業務受託	資金の貸付	100,000	短期貸付金	100,000
							貸付の利息	2,747	未収利息	217
子会社	ヴィーナステックジャパン(株)	9,000	国内ソリューション事業	直接51.0	兼任2名	業務受託	資金の貸付	100,000	短期貸付金	100,000
							貸付の利息	2,700	未収利息	221
子会社	レカムビジネスソリューションズ(タイ)(株)	35,177	海外ソリューション事業	直接49.90	兼任3名	業務受託	資金の借入	148,000	短期借入金	148,000
							借入の利息	4,564	未払利息	124
子会社	ベトナムレカム(有)	49,965	海外ソリューション事業	直接100.0	兼任1名	業務受託	資金の貸付	120,000	短期貸付金	120,000
							貸付の利息	2,668	未収利息	1,759
子会社	レカムビジネスソリューションズ(マレーシア)(株)	28,910	海外ソリューション事業	直接100.0	兼任2名	業務受託	資金の貸付	102,973	短期貸付金	102,973
							貸付の利息	2,059	—	—

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等は、当事者間の合意に基づく取引条件で行っております。

(7) 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 65円28銭
- 1株当たり当期純利益 1円42銭

(8) 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の「連結注記表(7)重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月4日

レカム株式会社
取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 田 中 信 行
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 壬 生 米 秋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、レカム株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、レカム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことがある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月4日

レカム株式会社
取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

指定社員 公認会計士 田中信行
業務執行社員
指定社員 公認会計士 壬生米秋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、レカム株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月4日

レ カ ム 株 式 会 社
監 査 等 委 員 会
監査等委員 加 藤 秀 人 ㊞
監査等委員 山 口 義 成 ㊞
監査等委員 嶋 津 良 智 ㊞

(注) 監査等委員山口義成及び嶋津良智は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益配分を経営の最重要課題のひとつとして認識しており、配当金につきましては親会社の所有者に帰属する当期利益の30%を基準とし、実績に連動した配当を実施することを基本方針としております。また一方で、安定的に配当を継続させることもひとつの方針としております。なお、内部留保資金につきましては、健全な株主資本と有利子負債とのバランスを考慮し、適正な内部留保資金を確保する考えであります。

このような方針に基づき、当期においては、以下のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき1円00銭 総額80,731,355円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年12月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に關しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	伊藤秀博 (1962年11月12日生)	<p>1985年4月 新日本工販株式会社（現・株式会社フォーバル）入社</p> <p>1991年4月 株式会社アイシーエス設立 代表取締役社長</p> <p>1994年9月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>2003年10月 大連賽卡睦通信設備有限公司（現・レカムビジネスソリューションズ（大連）株式有限公司）董事長（現任）</p> <p>2006年10月 レカムグループCEO（現任）</p> <p>2017年7月 ベトナムレカム有限公司 代表取締役</p> <p>2018年2月 レカムビジネスソリューションズ（マレーシア）株式会社 取締役会長（現任）</p> <p>2019年6月 レカムビジネスソリューションズ（タイ）株式会社 取締役（現任）</p> <p>2019年10月 レカムジャパン株式会社 取締役（現任）</p> <p>2021年10月 S L W Lighting株式会社 取締役会長（現任）</p> <p>2023年4月 Intelligence Indeed Recomm株式会社 取締役（現任）</p> <p>レカムDXソリューションズ株式会社 取締役（現任）</p> <p>2023年9月 S L W Electric株式会社 取締役会長（現任）</p> <p>2024年7月 TAKNET SYSTEMS株式会社 取締役会長（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>レカムビジネスソリューションズ（大連）株式有限公司董事長</p> <p>レカムジャパン株式会社取締役会長</p> <p>レカムビジネスソリューションズ（タイ）株式会社 取締役</p> <p>レカムビジネスソリューションズ（マレーシア）株式会社 取締役会長</p> <p>Intelligence Indeed Recomm株式会社 取締役</p> <p>レカムDXソリューションズ株式会社 取締役</p> <p>S L W Lighting株式会社 取締役会長</p> <p>S L W Electric株式会社 取締役会長</p> <p>TAKNET SYSTEMS株式会社 取締役会長</p>	5,069千株

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	砥　綿　まさ　ひろ (1965年10月1日生)	<p>2007年1月 当社入社 執行役員経営企画室長</p> <p>2007年10月 当社 執行役員経営管理本部長CFO</p> <p>2007年12月 当社 取締役執行役員経営管理本部長CFO</p> <p>2008年10月 当社 取締役常務執行役員経営管理本部長CFO</p> <p>2009年12月 当社 取締役退任</p> <p>2010年4月 株式会社セントリックス入社 取締役経営管理本部長</p> <p>2011年10月 株式会社ワークビット入社 管理部長</p> <p>2015年11月 当社入社 顧問</p> <p>2015年12月 当社 取締役執行役員経営管理本部長CFO</p> <p>2019年6月 レカムビジネスソリューションズ（タイ） 株式会社取締役（現任）</p> <p>2020年4月 当社 取締役執行役員財務本部長CFO</p> <p>2021年10月 当社 取締役執行役員CFO兼経営管理本部長</p> <p>2021年10月 SLW Lighting株式会社 取締役（現任）</p> <p>2022年4月 当社 取締役常務執行役員CFO兼経営管理本部長（現任）</p> <p>2022年10月 レカムジャパン株式会社 取締役（現任）</p> <p>2023年9月 SLW Electric株式会社 取締役（現任）</p> <p>2024年7月 TAKNET SYSTEMS株式会社 取締役（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>レカムジャパン株式会社 取締役</p> <p>レカムビジネスソリューションズ（タイ） 株式会社 取締役</p> <p>SLW Lighting株式会社 取締役</p> <p>SLW Electric株式会社 取締役</p> <p>TAKNET SYSTEMS株式会社 取締役</p>	71千株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	三宅 伊智朗 (1956年2月28日生)	<p>1979年4月 清水建設株式会社入社 1990年9月 シティバンク入社 1992年4月 シティーグループ／シティバンク銀行在日支店 法人本部マネージングダイレクター 金融法人部長 2004年9月 三井住友海上シティ生命株式会社 代表取締役共同社長 2005年5月 三井住友海上 メットライフ生命株式会社 代表取締役共同社長 2007年3月 アリアンツ生命株式会社 代表取締役社長 CEO 2013年9月 S & P レーティングサービス ジャパン株式会社 代表取締役社長 2017年5月 S&P Global JAPAN 特別顧問 2018年7月 アルテリア・ネットワークス株式会社 社外取締役 2018年12月 当社社外取締役（現任） 2022年2月 メガネの田中ホールディングス株式会社 顧問（現任） 2022年6月 T & D フィナンシャル生命保険株式会社 社外取締役（現任） 2025年4月 関西学院大学大学院経営戦略研究科 客員教授（現任） [重要な兼職の状況] T & D フィナンシャル生命保険株式会社 社外取締役 </p>	124千株
4	椿 奈緒子 (1979年10月5日生)	<p>2002年4月 ニチメン株式会社（現双日株式会社）入社 2004年1月 株式会社サイバーエージェント入社 2005年9月 cybozu.net株式会社（現サイボウズ株式会社）出向 2008年5月 同社 取締役COO 2009年9月 同社 代表取締役CEO 2013年7月 株式会社リサーチパネル入社 2018年11月 株式会社YOLO JAPAN取締役COO 2020年10月 メンタリング株式会社 代表取締役（現任） 2021年6月 株式会社リミックスポイント 社外取締役 2022年4月 一般社団法人社外取締役女性ラボ 代表理事（現任） 2023年12月 当社 社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] メンタリング株式会社 代表取締役 </p>	5千株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、伊藤秀博氏は、レカムビジネスソリューションズ（大連）株式有限公司の董事長を兼務しております、同社は当社と取引関係があります。他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち三宅伊智朗氏および椿奈緒子氏は社外取締役の候補者であります。
3. 三宅伊智朗氏を社外取締役候補とした理由は、豊富な経験と知見を有することから取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと考えております。また、外資系金融関連企業や有力格付会社での豊富なマネジメント経験が、今後の当社グループの事業拡大や組織体制の整備などに寄与いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年とな

ります。

4. 横奈緒子氏を社外取締役候補者とした理由は、主にＩＴ業界において新規事業の立ち上げを含む様々な事業の運営に携わり、また、マーケティングに関して幅広い知識と経験を有することから、今後の当社グループの事業拡大や組織体制の整備などに寄与いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、三宅伊智朗氏および横奈緒子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。三宅伊智朗氏および横奈緒子氏の選任が承認可決された場合は、両氏を独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、三宅伊智朗氏および横奈緒子氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認可決された場合は当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
8. 所有する当社の株式数には、役員持株会の所有株式数の当人持分を含んでおります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	やま 山 本 恭 大 (1965年7月21日生)	1997年4月 当社入社 取締役管理部長 2009年11月 当社退社 2009年12月 リスター株式会社設立 代表取締役副社長 2011年2月 アールエー株式会社設立 代表取締役 2018年2月 当社入社 レカムI Eパートナー株式会社 業務部長 2019年10月 当社 業務監査部長 2022年10月 レカムジャパン株式会社 取締役管理部長 2024年10月 当社 購買部長 2025年11月 当社 社長室担当部長（現任）	11千株
2	やま 山 口 義 成 (1961年9月22日生)	1985年4月 株式会社リクルート入社 1998年3月 株式会社エヌイーエス設立 代表取締役（現任） 1999年10月 株式会社アイ・アール・ジー・インターナショナル設立 代表取締役（現任） 2005年2月 株式会社アールネクスト 取締役 2007年4月 同社 代表取締役（現任） 2010年12月 当社 社外取締役 2015年12月 当社 社外取締役監査等委員（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社エヌイーエス 代表取締役 株式会社アイ・アール・ジー・インターナショナル 代表取締役 株式会社アールネクスト 代表取締役	141千株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	鴨 田 英 之 (1972年9月22日生)	<p>1998年10月 太田昭和監査法人（現E Y新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>2002年3月 公認会計士登録</p> <p>2018年2月 株式会社鴨田ビジネスパートナーズ 代表取締役（現任）</p> <p>2018年3月 鴨田英之公認会計士事務所 所長（現任）</p> <p>2018年4月 株式会社スタイルラジー 社外監査役（現任）</p> <p>2019年2月 株式会社アクトコール 取締役監査等委員</p> <p>2019年3月 税理士登録</p> <p>2019年12月 ナスクインターナショナル株式会社 監査役（現任）</p> <p>2020年4月 株式会社鎌倉新書 取締役監査等委員</p> <p>2021年3月 イシン株式会社 社外監査役</p> <p>2022年4月 株式会社鎌倉新書 取締役CFO</p> <p>2023年6月 東洋埠頭株式会社 取締役監査等委員（現任）</p> <p>2023年6月 一般社団法人野村芳光財団 評議員（現任）</p> <p>2024年4月 一般社団法人公共安全推進協会 監事（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <p>株式会社鴨田ビジネスパートナーズ 代表取締役</p> <p>鴨田英之公認会計士事務所 所長</p> <p>株式会社スタイルラジー 社外監査役</p> <p>ナスクインターナショナル株式会社 監査役</p> <p>東洋埠頭株式会社 取締役監査等委員</p> <p>一般社団法人野村芳光財団 評議員</p> <p>一般社団法人公共安全推進協会 監事</p>	一千株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者のうち、山口義成氏および鴨田英之氏は社外取締役の候補者であります。
3. 山口義成氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、豊富な経験と知見を有しており、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって15年となります。また、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
4. 鴨田英之氏を新任の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士ならびに税理士としてのキャリアのほか、過去いくつもの企業において取締役や監査役として経営に関与しており、豊富な経験と知見を有することから取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
5. 当社は、山口義成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。山口義成氏および鴨田英之氏の選任が承認可決された場合は、両氏を独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、山口義成氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合は当該契約を継続する予定であります。また、新任の鴨田英之氏の選任が承認可決された場合は、同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に關し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が監査等委員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
8. 所有する当社の株式数には、役員持株会の所有株式数の当人持分を含んでおります。

以上

株主総会会場ご案内図

〒151-0053 東京都渋谷区代々木三丁目25番3号

あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 地下ホール



会場まで

- JR線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線
新宿駅（南口・西口）より徒歩15分
- 都営新宿線・京王新線
新宿駅（新都心口）より徒歩7分
- 都営地下鉄大江戸線
都庁前駅（A4出口）から徒歩7分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。